

川越市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する特定の建設工事（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する事業に係る建設工事を除く。）において、複数の建設業者が経験の結集、技術の拡充強化、融資力の増強及び危険の分散を図ることにより、建設工事を適正、円滑かつ確実にを行うことを目的として、受注、施工するために結成される事業の組織体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営形態)

第2条 特定建設工事共同企業体の運営形態は、原則として各構成員が対等の立場（出資割合・派遣職員等）で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 出資比率の最小限度基準は、原則として、技術者を適正に配置して共同実施を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

構成員が2者の場合 30パーセント以上

構成員が3者の場合 20パーセント以上

(対象建設工事)

第3条 特定建設工事共同企業体により実施対象とする建設工事は、建設工事の種類、規模、技術的難易度等を勘案し、市長が決定する。

(結成方法)

第4条 特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体を結成しようとする者により自主結成することを原則とする。

(代表者の選定)

第5条 特定建設工事共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）の代表者（以下「代表構成員」という。）は、施工能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(申請及び資格審査)

第6条 特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）に、構成員が締結した特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）、委任状（様式第3号）その他申請に必要な書類を添えて入札参加資格審査の申請をするものとする。ただし、電子入札システムによる事後審査型入札の場合は、市長が指定する期間内に、特定建設工事共同企業体結成報告書（様式第4号）により、あらかじめ特定建設工事共同企業体結成の報告をするものとする。

- 2 前項の申請は、代表構成員が行うものとする。
- 3 市長は、特定建設工事共同企業体から第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項各号の資格要件及び同条第2項の状況を審査し、入札参加資格の有無を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の審査の結果について、代表構成員に通知する。

(資格要件)

第7条 特定建設工事共同企業体は、次に掲げる要件を満たす場合でなければ入札に参加することができないものとする。

- (1) 構成員は、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程第2条第1項に規定する川越市競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
 - (2) 構成員の数は、3者以内であること。ただし、建設工事の規模、技術的難易度等により市長が必要と認めるときは、この限りでない。
 - (3) 当該工事に対応する許可業種につき、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を有しての営業年数が1年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が1年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
 - (4) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
 - (5) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- 2 構成員は、同一建設工事で他の共同企業体の構成員となることはできない。

(存続期間)

第8条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事請負契約を締結した特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後12月を経過した日までとする。
- (2) 前号に規定する特定建設工事共同企業体以外の特定建設工事共同企業体は、前号の工事請負契約が締結された日までとする。

(解散後の目的物の種類又は品質に関する担保責任)

第9条 特定建設工事共同企業体の解散後、当該特定建設工事共同企業体が施工した工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において各構成員は、その不適合について共同連帯してその責に任ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。(平成20年5月21日決裁)

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。(平成24年6月11日決裁)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、この要綱の施行の日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事に適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った建設工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。(令和2年5月11日決裁)
- 2 改正後の川越市特定建設工事共同企業体取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事に適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った建設工事については、なお従前の例による。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

（提出先）

川越市長

特定建設工事共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

所在地

代表構成員 商号又は名称 印

代表者氏名

所在地

構成員 商号又は名称 印

代表者氏名

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、特定建設工事共同企業体協定書を添えて、入札参加資格の審査を申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること及び記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

入札対象工事名 _____

連絡先 (1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は、川越市発注に係る_____工事を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、_____年___月___日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかつたときは、前2項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

する。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することはできない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の目的物の種類又は品質に関する担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において各構成員は、その不適合について共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか1者は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、各自保有するとともに2通を川越市に提出するものとする。

年 月 日

代表構成員 所在地
商号又は名称
代表者氏名

構成員 所在地
商号又は名称
代表者氏名

委 任 状

受 任 者 所在地
名 称 印
代表者

川越市発注にかかる、 _____ 工事に
ついて、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任する。

委 任 事 項

1. 特定建設工事共同企業体結成に関する一切の件
2. 入札及び見積に関する件
3. 工事請負契約締結の件
4. 工事請負契約履行の件
5. 工事請負代金（前払金を含む）請求および受領の件
6. 前各号に付随する事項に関する件

年 月 日

委 任 者 所在地
名 称 印
代表者

（提出先）

川越市長 川 合 善 明

特定建設工事共同企業体結成報告書

年 月 日

(提出先)
川越市長

代表構成員

住所
商号又は名称
代表者

印

特定建設工事共同企業体を結成しましたので、下記のとおり報告します。

記

工事名 _____

特定建設工事共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体の構成	構成員の住所・商号又は名称・代表者名	出資比率
代表構成員	住所 商号又は名称 代表者	%
構成員	住所 商号又は名称 代表者	%

この用紙は、代表構成員が入札公告で指定した期日までに提出してください。
代表構成員のみ押印してください。